


つくばワイン・フルーツ酒特区

都道府県名：	茨城県	
申請主体名：	つくば市	
区域の範囲：	つくば市の全域	
特区の概要：	<p>つくば市の農業は、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加等の課題がある一方、6次産業化や農業体験受入れ等に積極的に取り組む農業者も増えている。</p> <p>本市は気候と土壌がぶどう生産に適しており、近年、遊休農地を活用しワイン用のぶどう栽培をする新規就農者が現われている。またブルーベリー等の栽培も盛んである。小規模な施設での酒類製造を可能とし、つくば産のワインやフルーツ酒を新たな特産品とすることで、新規就農者の確保と遊休農地の解消、さらには所得向上による安定的な農業経営の実現を図るとともに、市内飲食店での地元産酒類の提供を通じて市内農業のPRや都内等近隣からの観光客の誘致を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	



ワイン用ぶどう畑



つくば市の
都市と田舎が融合した街並み